第

2644

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年10月15日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 保険料の贈与

②:私は、生命保険(被保険者は父である私、保険金受取人は子供)の保険料相当額の110万円を毎年子供に贈与し、子供はそれを保険料の支払に充当しています。この度、この保険契約が満期になったのですが、この場合の満期保険金の取り扱いを教えて下さい。なお、子供は未成年で収入はありません。

A:子供さんが受け取られる満期保険金は 一時所得として所得税が課されます。

【解説】

生命保険契約に係る保険金に対する課税関係は、保険料負担者、保険金受取人が誰であるかによって異なることとなりますが、そ際にその保険料を担者が誰が負担したかによって、実定することとされています。したが初者となっては、一般的に、その保険契約についたとみるのが妥当であると考えられることとがのようによって、関係の保険金は、実際の保険金は、実際の保険金は、実際の保険金は、実際の保険金は、までから、満期保険金は、実際の保険制力によるのが妥当である父親等から贈与によってととなります。

しかし、ご質問の場合のように、毎年父であるあなたから保険料相当額の贈与を受け、その保険料の支払に充当していた場合において、毎年の贈与契約書など書面等の客観的な資料によって贈与の事実が確認できるときは、子供さんが保険料を負担していたものとして取り扱われ、満期保険金は子供さんの一時所得として所得税が課されることとなります。







